

2012年1月

ご関係者各位

公益財団法人神戸YMCA
本部事務局

寄付金控除・税額控除のお知らせ

神戸YMCAは兵庫県より「公益財団法人」移行認定を受け「公益財団法人神戸YMCA」となりました。（2011年4月1日）

個人または法人が公益財団法人神戸YMCAへ寄付した場合、所得税や相続税についての優遇措置（寄付金控除）があります。

さらに神戸YMCAは兵庫県より「税額控除にかかる証明書」を受け（2011年9月26日）、個人が神戸YMCAへ寄付した場合は「寄付金特別控除（税額控除）」の適用も選択できることとなりました。（寄付金控除、税額控除とも2011年4月1日以降の寄付金に対して適用されます。）

対象となるのは神戸YMCA維持会費、賛助会費、神戸YMCAへの寄付金（国際協力募金、その他神戸YMCAの公益事業に対する寄付金）です。

寄付金控除・税額控除は寄付者の確定申告によって税金が還付されます。（勤務先などで実施される年末調整では寄付金控除を受けることはできません。）神戸YMCAでは申告に必要な「寄付金領収証」および「税額控除に係る証明書（写し）」を、毎年1月に郵送いたします。尚、相続税については別途証明書が必要になり、発行まで通常3～4週間かかるなど別途手続きが必要ですので、詳細は税務署・税務相談窓口にご確認ください。

寄付金控除・税額控除の金額は、寄付者の状況によって変わります。以下に概略をご説明いたしますが、実際の申告にあたっては税務署、お住まいの市区町村窓口、税理士などにお問い合わせくださいますようお願いいたします。

寄付者が個人の場合、以下の①あるいは②を選択できます。

「年間支払った寄付金の額」と「年間所得金額の40%」のどちらか少ない額から2000円を差し引いた額を、

- ① 所得から控除して所得税を算出する（寄付金控除）
- ② 40%を乗じた額を所得税から控除する（税額控除）

※控除額は所得税額の25%まで。

寄付者が法人の場合、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に「特定公益増進法人に対する寄付金」として、以下のいずれか少ない額を損金に算入できます。

- ① 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額
- ② $[(\text{資本金等の額}) \times (\text{当期の月数}) / 12 \times 2.5 / 1000 + \text{所得の金額} \times 5 / 100] \times 1 / 2$

寄付金領収証・税額控除に係る証明書（写し）の請求、本文書に関するお問い合わせは
公益財団法人神戸YMCA 本部事務局 078-241-7201 迄ご連絡ください。